

○金融庁
財務省 告示第 号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十九条第二項の規定に基づき、預金保険機構が資産の買取りの決定を行うための基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年 月 日）から適用し、預金保険機構が資産の買取りの決定を行うための基準を定める件（平成十三年金融庁告示第二号）は、同日をもって廃止する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎
財務大臣 麻生 太郎

第一条 預金保険機構は、協定承継銀行（預金保険法（以下「法」という。）第九十七条第一項第一号に規定する協定承継銀行をいう。）、特別危機管理銀行（法第一百一十一条第二項に規定する特別危機管理銀行をいう。）又は協定特定承継金融機関等（法第二百二十六条の三十七において読み替えて準用する法第九十七

条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。）から法第二百二十九条第一項に規定する資産の買取りに係る申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資産が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項に規定する決定を行うことができるものとする。

一 法第九十三条第三項に規定する基準に照らして保有する資産として適当でないと思められる資産

二 その買取りが行われることが法第九十六条第一項（法第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）に規定する経営管理の終了又は法第二百二十条第一項に規定する第三号措置の終了のために必要と思められる資産

第二条 預金保険機構は、特別監視金融機関等（法第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。）から法第二百二十九条第一項に規定する資産の買取りに係る申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資産がその買取りが行われることが当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するために必要があると思められる資産に該当するときは、同条第三項に規定する決定を行うことができるものとする。